

地質調査業務委託特記仕様書

令和7年7月

東大阪市建築部建築営繕室

1. 業務概要 p. 4

業務名称 p. 4

調査場所 p. 4

履行期間 p. 4

計画建築物 p. 4

目的 p. 4

2. 一般共通事項 p. 4

(1) 本特記仕様書の取り扱い方 p. 4

(2) 設計仕様書の優先順位 p. 4

(3) 用語の定義 p. 4

(4) 業務計画書 p. 4

(5) 既存工作物等との取り扱い p. 5

(6) 基準点の設定 p. 5

(7) 標準貫入試験の速報値 p. 5

(8) 調査前の周辺調査 p. 5

(9) 調査に要する設備 p. 5

(10) 予定外の対応 p. 5

(11) 設計変更 p. 5

3. 調査項目 p. 6

(1) 掘削方法 p. 6

(2) ボーリング p. 6

(3) 原位置試験 p. 6

(4) 土質(室内)試験 p. 6

4. 特記事項 p. 7

(1) 作業時間 p. 7

(2) 調査中の安全確保 p. 7

(3) 成果品の内容 p. 7

(4) 成果品の提出 p. 7

(5) 国土地盤情報データベースへの登録 p. 7

(6) 打合せ p. 7

1. 業 務 概 要

業 務 名 称 (仮称) 東大阪市新斎苑整備に係る地質調査業務

調 査 場 所 東大阪市布市町三丁目 510 番地

履 行 期 間 契約締結の翌日より令和 8 年 3 月 6 日まで

計 画 建 築 物 (仮称) 東大阪市新斎苑

目 的 建設予定地の基礎・杭の検討に必要な調査を行うもの

2. 一般共通事項

(1) 本特記仕様書の取り扱い方

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項の中で「■」印の付いたものを適用する。（「□」印の事項は全て適用しない。）

(2) 設計仕様書の優先順位

ア. 図面等に対する質問回答書

イ. 補足説明書

ウ. 特記仕様書

エ. 図面

オ. 東大阪市地質調査業務委託共通仕様書(令和 6 年 3 月改定)（以下「共通仕様書」という。）

(3) 用語の定義

「地質調査」とは、「共通仕様書」の「地質調査業務」をいう。

(4) 業務計画書

業務計画書には、共通仕様書第 108 条の内容を記載すること。なお、業務計画書に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、発注者からの指示等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を選任し発注者の承諾を得なければならない。

ア. 業務概要

イ. 実施方針

ウ. 業務工程

エ. 業務組織計画

オ. 打合せ計画

カ. 成果物の内容、部数

- キ．使用する主な図書及び基準
- ク．連絡体制（緊急時含む）
- ケ．使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
- コ．仮設計画
- サ．その他

(5) 既存工作物等との取り合い

調査地点において、樹木の伐採や、コンクリート舗装等を撤去する必要がある場合は、監督職員の承諾を受けること。なお、調査終了後、舗装等は現況復旧を行うこと。

(6) 基準点の設定

基準点については、着手前に監督職員の確認を得て決定する。

(7) 標準貫入試験の速報値

原則 1 日 1 回監督職員にメールにて柱状図を送付し報告すること。

※予定深度に近づき、打止め予定日においては、随時監督職員に柱状図を送付し、打止め深度の指示を受けること。

(8) 調査前の周辺調査

調査予定地周辺の給排水、ガス、電気等の地中埋設配管等の有無、位置を確認後調査に着手すること。

(9) 調査に要する設備

調査に要する給排水、電気等の設備は受注者が用意すること。

なお、給水管については東側に隣接する東事業所敷地内の散水栓にて分岐をとり、二次側メーター取付により増額分の精算を行うことで使用可能とする。

(10) 予定外の対応

予定深度よりも前に支持層とみられる層が続く場合や、予定深度に達しても支持層を確認できない場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。

(11) 設計変更

現場完了後、実際の土質・層厚等に合わせて設計変更を行う。変更内容については監督職員と協議する。

3. 調 査 項 目

(1) 掘削方法

ロータリーボーリング

(2) ボーリング

位置については図面、数量については参考調査項目表による。

(3) 原位置試験

位置については図面、数量については参考調査項目表による。

■標準貫入試験

□スクリーウエイト貫入試験

□機械式コーン貫入試験

■孔内水平載荷試験（L L T）

□物理探査・検層（□弾性波速度検層（P S 検層）・□常時微動測定）

□載荷試験（平板載荷試験）

□安定化試験（C B R）

□地下水調査（現場透水試験）

(4) 土質(室内)試験

サンプリング及び土質試験の位置、数量については参考調査項目表による。

■土の圧密試験

■土の含水比試験

■土の粒度試験

■土粒子の密度試験

■土の湿潤密度試験

■土の液性限界・塑性限界試験

■土の一軸圧縮試験

(5) 総合考察

□土質定数

□杭基礎の支持力

□液状化の検討 ※日本建築学会「建築基礎構造設計指針」による。

□支持層及び基礎形式の提案

□その他（ ）

4. 特 記 事 項

(1) 作業時間

基本的に9：00から17：00までとする。但し、具体的な作業日時については、監督職員、施設管理者と事前に協議を行い、承諾を受けること。

(2) 調査中の安全確保

ア. 重機搬入及び搬出、場内の地点移動を行う際は1名以上交通誘導員を配置すること。

※交通誘導警備員の業務日報を作成し提出すること。

イ. 作業範囲の周囲四方に仮囲い（高さ1.8m）を行うこと。

ウ. 足場等の高所作業を伴う際は、墜落防止器具を使用すること。

(3) 成果品の内容

ア. 地質調査報告書 2部

※原稿の段階で監督職員と内容確認を行い、承認後作成する。

※仕様は、黒表紙、金文字とする。

※報告書の内容については、共通仕様書に基づき作成するものとする。

イ. 電子データ 上記報告書をPDFにて、電子記録媒体で提出

ウ. 土質標本 1組

(4) 成果品の提出

ア. 電子データは、地質・土地調査成果電子納品要領 平成28年10月（国土交通省）（以下「電子納品要領」という。）を基本に、提出前に監督職員と協議すること。

イ. 委託期間末の2週間前までに成果品を提出し、監督職員に下検査を受けること。

(5) 打合せ

共通仕様書第107条第に基づき、打合せは次の時期に行い、その内容を書面に記載し、これを監督職員に提出する。

ア. 着手時

イ. 監督職員との協議を行う場合

ウ. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時